

# 福祉文教常任委員会議事録

(令和5年12月6日)

## 福祉文教常任委員会議事録

- 1 日 時 令和5年12月6日(水) 午前 9時30分 開会
- 2 場 所 太子町議会全員協議会室
- 3 出席委員 委員長 中村 直幸 副委員長 辻本 博之  
委員 斧田 秀明 建石 良明  
西田いく子 藤井千代美  
森田 忠彦 村井 浩二  
辻本 馨  
議長 山田 強
- 4 欠席委員 \_\_\_\_\_
- 5 説明員 町 長 田中 祐二 健康福祉部長 子安 逸二  
副町長 齋藤 健吾 教育次長 池田 貴則  
教育長 中道 雅夫 秘書政策課長 西本 武史  
政策総務部長 小角 孝彦 企画担当課長 小泉 大吾  
まちづくり推進部長 村上 正規 いきいき健康課長 堀内 孝茂
- 6 議会事務局 事務局長 正野 正 書記 木下 雄平
- 7 傍聴者 \_\_\_\_\_
- 8 会議に付した事件  
(1) 議案第38号 太子町健康づくり推進条例制定の件

---

午前 9時30分 開 会

○中村委員長 皆さん、おはようございます。

本日、福祉文教常任委員会を開催させていただきましたところ、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

会議に先立ちまして、町長より挨拶を受けます。

○田中町長 皆さん、おはようございます。

福祉文教常任委員会の開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、早朝よりご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本委員会に付託された案件でございますが、条例案といたしまして、議案第38号、太子町健康づくり推進条例制定の件の1件、予算案としまして、議案第43号、令和5年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）ほか1件、以上合わせまして3件の議案でございます。何とぞよろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

○中村委員長 本日は全員出席していただいておりますので、本会は成立いたしました。

よって、これより委員会を開会いたします。

直ちに会議に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、条例案件が1件、補正案件が2件でございます。

本日は条例案件1件をご審議いただき、明日、予算常任委員会終了後に福祉文教常任委員会を開催し、補正予算案件2件のご審議をいただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、議案第38号、太子町健康づくり推進条例制定の件、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○堀内いきいき健康課長 皆さん、おはようございます。

議案第38号、太子町健康づくり推進条例制定の件につきましてご説明申し上げます。

今回の条例制定は、令和4年3月に策定した計画、第4次健康太子21に基づき、住民の健康づくりに向けた取組を更に推進していくため、本計画の位置づけを明確にし、

多様な主体の連携・協働はもとより、健康づくりの機運醸成を図り、住民一人ひとりの行動変容を促す施策の1つとして条例を制定するものでございます。

それでは、条例の内容についてご説明させていただきます。議案書2頁目をご覧ください。

まず、第1条の目的でございます。本条例は、健康づくりに関し、基本理念を定め、町の責務、府などとの協力並びに住民、事業者及び関係団体の役割について定めるとともに、健康づくりの推進に関する施策の基本的な事項などを定めることにより、住民の健康づくりを総合的かつ計画的に推進し、もって住民が健康で活力ある地域社会を実現することを目的としています。

続いて第2条では、本条例の各用語の意義を定めております。

次に、第3条では基本理念を定めております。第1項では、健康づくりは住民一人ひとりが健康づくりへの関心と理解を深め、自らの健康状態に応じた健康づくりに生涯にわたって主体的に取り組むことを定めています。また、第2項では、健康づくりは、町、住民、事業者及び関係団体の多様な主体が相互に連携・協働して取組に努めることを基本理念として定めております。

次に、第4条に町の責務を定めております。町は、基本理念にのっとり、健康づくりに関する施策の総合的な施策及び実施に努めるものとし、第2項では、住民一人ひとりの健康づくりへの関心と理解を深め、健康づくりの機運の醸成及び住民が健康づくりに取り組みやすい施策に努めるものとしております。

続いて、第5条に計画の策定について定めております。なお、本条例に基づき計画を定めるとしてありますが、令和4年3月に健康増進法及び食育基本法に基づく計画として第4次健康太子21を策定したところであり、この計画を本条例に規定する計画とみなすものです。

次の頁をお願いいたします。

第6条には大阪府や他市町村との協力について定めております。

次に、第7条には住民の役割、第8条には事業者の役割、第9条には関係団体の役割をそれぞれ定めております。

第10条には、町として推進していく施策を定めております。主なものとして、住民と行政の協働によるソーシャルキャピタル醸成、生活習慣病、感染症その他の疾病及び依存症予防に関する知識の普及啓発。

次の頁をお願いいたします。

健康診査、歯科健診、保健指導、食育推進及び心の健康の保持・増進、健康づくりに必要な情報の提供、受動喫煙、アルコール健康障がいの防止などです。これらの施策は第4次健康太子21に具体的な取組を策定しており、本条例と計画の両輪で推進してまいります。

第11条には受動喫煙の防止に向けた連携、第12条には酒類提供事業者などの協力について定めております。たばこやお酒が及ぼす健康への影響を正しく理解してもらい、事業者と協力して普及啓発などの取組を推進します。

続いて、第13条から第16条については、太子町健康づくり推進会議について定めております。現在、太子町健康づくり推進会議条例に基づき会議が設置されておりますが、次の頁をお願いいたします。附則第2項で、太子町健康づくり推進会議条例を廃止し、本条例の本則にて規定するものです。附則第3項から第5項については、現在委嘱させていただいております委員の方々を引き続き委員となっただけのための経過措置などを規定しております。

戻っていただきまして、第17条では、この条例の施行に関し必要な事項は町長が定めるとしております。

次に、附則第1項ですが、この条例の施行日を令和6年4月1日から施行するとしております。

以上、簡単ではございますが、議案第38号についてのご説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○中村委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○斧田委員 これまで第4次健康太子21というふうな計画の下で事業推進されていたんですけども、改めてこういう条例までやっていくというふうな今回のことなんですけれども、周りの市町村の状況というんですか、太子町と同じように条例制定をやられている状況を教えていただけたらと思います。

○堀内いきいき健康課長 大阪府内でこちらのほうが確認させていただいておりますのが、平成29年、摂津市、令和5年、泉大津市の2市だけになっております。

○斧田委員 元々、事業というんですか、とくどく健診であったりとか、いろんな場面で

住民さんに関われるような事業というのに今まで取り組んできていただいていたとは思いますが、改めて条例というふうな形でやらないといけないというか、今回上げられた、特にそういう思いを聞かせていただけたらと思います。

**○堀内いきいき健康課長** こちらの計画につきましては、健康づくり推進会議のほうで議論していただきまして、令和4年3月に策定した第4次健康太子21の計画に基づいて条例制定に至ったものでございます。

また、国のほうにおきましては、令和6年度より第5次国民健康づくり運動プランというのが展開されるに当たって、新たな視点として、行政だけでなく多様な主体を巻き込んだ健康づくりの取組を更に進める必要があるとされております。

本町でも、国の新たな基本方針を受け、多様な主体の連携・協働はもとより、健康づくりに関し、本条例の基本理念や町の責務、府などとの協力、並びに住民、事業者、関係団体の役割について定めるとともに、健康づくり推進に関する施策の基本的な事項を規定することにより、住民の方が主体的に健康づくりに向けた取組をやっていただくための行動変容を促していけたらと考えております。

**○斧田委員** ありがとうございます。条例制定後のそういうふうな流れにつながるような形での説明をいただいたんですけれども、もう少し条例制定後のイメージというんですか、私らのほうにも、もうちょっと分かるような形で補足説明いただければありがたいと思うんですが。

**○堀内いきいき健康課長** 今、委員がおっしゃっていただいたように、条例をつくって、これから何か住民の方々に、義務的に、強制的に変わるものがあるのかというものでいえば何もないんですけれども、ただ、今までの啓発は、健康づくりの計画等をさせていただいたり、日頃の健康展とかをさせてはいただいて取り組んでいるんですけれども、やはり新たなアクションというのをやっていけたらということで、町の姿勢を示すような形で条例を制定して、今後、条例もつくって、計画もつくって、いろんな様々なツールを総合的にやっていけたらと考えて条例制定に至ったものでございます。

**○斧田委員** ありがとうございます。こういうふうな条例というんですか、計画から、まだそれを補完するような形でつくられているというふうなことなんですけれども、形だけではなくて、本当にこれから住民さんに動いてもらえるという、そういうふうなところが本当に大事ななというふうな思いがありますので、頑張っていただけたらと思います。

以上です。ありがとうございました。

○中村委員長 ほかにございませんか。

○西田委員 今、斧田委員からもありましたけれども、こういう条例はちょっと、理念条例ということで形にするのが中々難しいと思いますし、これに沿って何をやるのかというのが求められていると思うんですけれども、大体、読んでみると、住民の皆さん、健康を一緒に考えましょう、自分の体は自分で健康になるように啓発することが大きいのかなと思うんですけれども、そうであるならば、次に何をやるかということになると思うんです。住民さんというよりは、これをやっていこうと思う立場の方がこれをどう広げていくのが大切だと思っているんですけれども、そのツールとして、健康21に沿って、禁煙や、いろいろありましたではないですか。それを広報でちゃんと大きく頁を取ってやっていくとか、まだ可決されていないからその先と言うのもどうかと思いますけれども、できたら次はどういうふうに手を打っていくのか、お考えのことがあれば教えてください。

○堀内いきいき健康課長 今おっしゃっていただいたように、条例をまた広めるに当たって、健康づくり推進会議のほうでも一定議論いただきたいなどは考えておるんですけれども、中々ネーミングが難しいので、ほかの泉大津市の事例で言いますと、例えば愛称をつくって、皆さん、親しみやすい条例名をつくって広く周知して。まだまだ無関心層がやはり多くございます。そういった方々に対してどう響いていけば一番効果的か、合理的かというのを考えて、周知徹底に努めたいなというふうに考えております。

○西田委員 私もここの委員で参加させてもらったことがあるんですけれども、本当に多様なことをされていて、頑張っておられるなと思うんですけれども、そういうのももっと知らせるというのも、そこに行かなあかんようになったら、あっ、こんなことをやっているんだというのを皆さん知るんだけれども、知らせることも大切だと思いますし、これを実行していこうと思う心構えが一番大切かなと思っています。だから、今、多様など言っていましたけど、健康づくりの条例自体をつくっているのも中々少ないようでもありますけれども、ネットで健康づくり、条例といったら全国いろいろなところがありますし、都道府県がそんなにできていないかなと思いますけれども、大阪府がそういうのもあって、大阪府との連携もよく言っているのではないですか。

府を利用してというところで、今でもやっていることとかこれから考えていることがありましたら教えていただけますか。

○堀内いきいき健康課長 大阪府との連携というのは今も、現在、一生懸命取組をさせていただいております。大阪府におきましても、平成30年ですか、同じように大阪府健康づくり推進条例というのを制定されております。本町も大阪府との連携というのとはとも、健康づくりというのは広域的にやっていかないといけない部分が多々ありますので、特に保健所とかいうような様々な関係機関もございます。条例を制定して大阪府との連携も強化できたらなというふうに考えておりますので、どんどんと健康づくりに向けて動けたらなと考えております。

○中村委員長 ほかにございませんか。

○辻本（馨）委員 では、この条例を制定して。条例というのはそのまちに存在するルールですよ。住民に対して権利とか義務を課すわけですよ、条例って。それで、もしこれ、違反した場合の罰則規定というのは書いていないんですけど、例えば第7条においては「健康づくりに継続して取り組むよう努めるものとする」と書いてはいますが、努めなかったら何か違反になるんですか。

○堀内いきいき健康課長 今言っていた罰則的なようなものというんですけれども、住民の方々が主体的に健康づくりに取り組んでいただいて、積極的に努力していただきたいという思いでこの条例を制定しております。そのため、この条例に罰則規定のようなものまでは考えておりませんので、できれば主体的に取り組んでいただけたらと考えております。

○中村委員長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○中村委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○中村委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第38号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○中村委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号、太子町健康づくり推進条例制定の件は、原案どおり可決する

ことに決しました。

以上で、本日の審議事項は全て終了いたしました。

これにて委員会を散会いたします。次回は明日7日、予算常任委員会終了後に再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日はお疲れさまでした。

午前 9時47分 散 会

---

太子町議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

福祉文教常任委員長 中 村 直 幸